

事務連絡
令和5年9月6日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

急性脳炎等に係る実態把握について（協力依頼）

平素より公衆衛生行政に御尽力、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、平成28年度より実施されていた、厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）「エンテロウイルス等感染症を含む急性弛緩性麻痺・急性脳炎・脳症の原因究明に資する臨床疫学研究」（研究代表者：多屋馨子）等に対して、「急性脳炎等に係る実態把握について（協力依頼）」（平成29年2月14日付事務連絡）により協力を依頼してまいりました。

今般、上記研究事業の結果を踏まえた新たな研究事業として、令和4年度から厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）において、「急性弛緩性麻痺等の神経疾患に関する網羅的病原体検索を含めた原因及び病態の究明、治療法の確立に資する臨床疫学研究」（研究代表者：多屋馨子）を実施しております。

つきましては、引き続き以下の対応についてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件の詳細については、研究代表者または研究分担者までお問い合わせ願います。

記

1. 医療機関から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条に基づく急性脳炎の届出があった場合、病原体不明とされた症例については、可能な限り、法第15条に基づき地方衛生研究所等において病原体を検出するための検査を実施されたい。なお、地方衛生研究所等における当該検査等の費用については、感染症発生動向調査事業負担金の対象となります。
2. 1の検査を実施し、病原体が確認されない場合又は地方衛生研究所等での検査が困難と判断された場合には、上記の研究班において詳細な解析を行うことができるの

で、研究班での解析を希望する場合は、以下の研究代表者または研究分担者に予めご連絡願います。詳しい資料（主治医用説明書、患者さん用説明書、同意書等）をお送りさせていただきます。なお、病原体の検討には①症状・所見等臨床情報、②症状の急性期に採取された臨床検体（可能な限り次の5点：EDTA 血、髄液、呼吸器由来検体、便、尿）、③急性期と回復期のペア血清が必要となります。

【照会先】

研究代表者：多屋 馨子（たや けいこ）

所属：神奈川県衛生研究所

連絡先：電話番号：0467-83-4400（代）（内線2000）

FAX：0467-83-4457

E-mail：taya.w4p3@pref.kanagawa.lg.jp

研究分担者：高梨 さやか（たかなし さやか）

所属：国立感染症研究所 感染症疫学センター

連絡先：電話番号：03-6261-4796

E-mail：sayat@niid.go.jp